

## II 教育研究の内容・方法と条件整備

### 1 専任、兼任教員の担当科目数

(表2)

科目区分	専任の内訳	必修科目	選択科目
法律基本科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	24.7	0.0
	専任(兼任)教員	6.6	0.0
	実務家教員	9.3	0.0
	専任教員担当科目数の計(A)	40.6	0.0
	兼任教員担当科目数(B)	3.0	0.0
	兼任教員担当科目数(C)	0.4	0.0
	専兼比率(A/(A+B+C)*100)	92.3	0.0
法律実務基礎科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	0.0	0.4
	専任(兼任)教員	0.0	0.2
	実務家教員	3.0	0.8
	専任教員担当科目数の計(A)	3.0	1.4
	兼任教員担当科目数(B)	0.0	0.0
	兼任教員担当科目数(C)	0.0	3.6
	専兼比率(A/(A+B+C)*100)	100.0	28.0
基礎法学・隣接科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	0.0	0.0
	専任(兼任)教員	1.0	0.0
	実務家教員	0.0	0.0
	専任教員担当科目数の計(A)	1.0	0.0
	兼任教員担当科目数(B)	0.0	6.0
	兼任教員担当科目数(C)	0.0	1.0
	専兼比率(A/(A+B+C)*100)	100.0	0.0
展開・先端科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	0.5	3.3
	専任(兼任)教員	0.5	2.0
	実務家教員	0.0	4.0
	専任教員担当科目数の計(A)	1.0	9.3
	兼任教員担当科目数(B)	0.0	3.7
	兼任教員担当科目数(C)	0.0	15.0
	専兼比率(A/(A+B+C)*100)	100.0	33.2

[注] 1 ここという「専任教員」とは、法科大学院基礎データ作成上の注意事項「5」で定義した専任教員を指します。専任教員、専任(兼任)教員、実務家教員に区分して記入してください。ただし、「実務家教員」欄には、みなし専任教員を含めて記入して下さい。

2 「兼任教員」とは、法科大学院以外の学部、研究科、研究所等を本務先とする専任教員を指します。

また、「兼任教員」とは、学外からの兼務者を指します。

3 選択必修科目は必修科目に含めてください。

4 履修学生数との関係等により、同一名称の科目が複数開講されている場合は、それぞれ1科目と数えて下さい。